

西宮市一時支援金事業

売上減少率が50%未満で国の「一時支援金」を申請できない事業者の皆様へ

概要

この事業は、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業要請や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した市内の中小・小規模企業者へ市が独自に支援金を給付するものです。

対象者

給付額は一律 **10** 万円

- 西宮市内に本店又は主たる事務所・事業所がある
- 時短営業要請の対象となっていない
- 国の一時支援金の対象となっていない
- ①か②のいずれかに該当（**1月の緊急事態宣言の影響**を受けていた）
 - ①時短営業要請による協力金の支払対象の飲食店と直接・間接の取引がある
 - ②西宮市内で不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた
- 今年（2021年）1～3月のいずれかの月の売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて**20%以上50%未満減少**している中小・小規模企業者

✓ 売上減少率が50%もなく
て国の一時支援金の対象
にならない！
✓ 時短要請の協力金の対象
じゃない！

ご注意

以下の場合には給付対象外です



売上が20%以上50%未満減少していても対象要件を満たしていない



いずれかの月の売上が50%以上減少している場合



緊急事態宣言とは関係なく売上計上基準の変更や取引時期の調整などで対象月の売上が減少している場合



営業時間短縮要請の対象となった飲食店等（協力金の支払対象）
※協力金の受給有無は問わず



- 事業所が市外にしかない場合
- 市内に支店があっても本店・本社（登記上）が市外の場合



提出書類を偽造したり、宣誓事項を偽るなど不正受給に繋がる恐れがある場合

上記のほか、公共法人や政治団体、宗教上の組織や団体も給付対象外です。

申請対象要件や提出書類など制度の詳細は次ページ以降でよくご確認ください。

【申請受付期間】 令和3年 **5/17** ～ **6/30** 【問合せ先】 西宮市一時支援金事務局
(2021年) (月曜日) (水曜日) 受付時間 平日9:00～17:30
※郵送の場合は当日消印有効 ☎ 0120-670-303
FAX:0120-562-081

対象要件



要件① 中小・小規模企業者で西宮市内に本店又は主たる事務所・事業所がある

【中小企業者】

業種分類	要件
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

【小規模企業者】

業種分類	要件
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

【市内要件】 令和3年3月1日現在で

法人：

西宮市内に本社・本店が登記されていること

個人（事業所あり）：

西宮市内に主たる事業所があること

個人（事業所なし）：

西宮市内に住民登録があること



要件② 売上の減少率

【基本】

2021年1～3月のいずれかの月の売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて

20%以上50%未満減少

【例外】

個人事業者やフリーランスなどの事業者で、所得税の確定申告書類に月別売上（収入）を記載した書類の提出がない場合

2021年1～3月のいずれかの月の売上が2019年又は2020年の月平均の事業収入と比べて

20%以上50%未満減少



要件③ 緊急事態宣言に係る時短営業要請や外出自粛等の影響を受けている

【時短営業要請の影響】



時短営業要請の対象となった飲食店等
(本制度の給付対象外)



左記の飲食店等と直接・間接的に取引をしている事業者

例) 食品加工業、備品販売業、接客サービス事業者
卸・仲卸、貨物運送業、農業、備品製造業 など

【外出自粛等の影響】

不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた事業者

例) 旅客運送業（タクシー、バス等）、文化・娯楽サービス業（映画館、カラオケ等）
対人サービス業（理容店、運転代行等）、宿泊業、小売業、飲食業（昼間営業の喫茶店等）
広告業、清掃業 など

【全事業者共通】

法 個 フ

① 西宮市一時支援金交付申請書兼請求書（様式1）

② 2021年1月～3月の月別の売上がわかる書類

経理ソフトから抽出したデータ、エクセルデータを印刷したものや売上台帳の写しなど

③ 宣誓書・同意書（様式2）

④ 2019年分及び2020年分の所得税確定申告書類の写し

収受印日付（e-Taxの場合は受付日付の印字又は受信通知画像の添付）があるもの

法人：法人事業概況説明書及び確定申告書別表1

個人：確定申告書第1表、青色申告の場合は青色申告決算書

⑤ 支援金振込先口座のわかる申請者名義の通帳の写し

金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるページ

【条件に応じて必要な書類】

a. 取引先情報確認書（様式4）

法 個 フ

[条件] 他の事業者との取引がある場合は必ず提出

※個人（一般のお客様）を対象に商品やサービスを提供している場合は不要

b. 事業所の所在地を示す書類

法 個

[条件] 事業所を構えている法人及び個人事業者は必ず提出

法人：履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの）

個人事業者：屋号などが確認できる事業所や店舗の外観写真 及び

一般に公開されているホームページやパンフレット等で所在地が明記されている資料

c. 通常の営業時間を示す書類

法 個

[条件] 申請者が飲食店又は遊興施設（食品衛生法上の営業許可を受けている）を営業している場合

法人・個人：新型コロナウイルス感染症の影響がない場合の通常の営業時間がわかるもの

※チラシやホームページの画面の写し等

d. 本人確認書類（いずれかひとつ）

個 フ

[条件] 個人事業者は必ず提出

運転免許証（両面。返納している場合は運転経歴証明書で代替可）、個人番号カード（おもて面のみ）

写真付きの住民基本台帳カード（おもて面のみ）、

在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（両面。在留資格が特別永住者のものに限る）

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）

※上記がない場合は 住民票+パスポート（顔写真が掲載されているページの写し） 又は

住民票+各種健康保険証

e. 業務委託契約のわかる書類（いずれか2つ）

個 フ

[条件] フリーランスなどで、主たる収入を雑所得又は給与所得で申告している個人事業者は必ず提出

業務委託契約書等又は業務委託契約等契約申立書（様式3）、相手方発行の支払調書又は相手方の署名のある支払明細書、源泉徴収票（業務委託契約書等を添える必要あり）、通帳の写し（報酬等の支払いが確認できるページ）

f. 国民健康保険証（高齢者医療保険証）の写し（おもて面）

個 フ

[条件] フリーランスなどで、主たる収入を雑所得又は給与所得で申告している個人事業者は必ず提出

申請方法

令和3年 **5/17** ~ **6/30**
(2021年) (月曜日) ~ (水曜日)

【郵送】

- ✓ 令和3年6月30日当日消印有効
- ✓ レターパックライト又はレターパックプラスで送付

〒530-8693

日本郵便株式会社 大阪北郵便局 私書箱437号
西宮市一時支援金事務局 宛

【オンライン】

- ✓ 令和3年6月30日締切（23:59までに申請完了）
- ✓ 申請に時間を要することがありますので、時間に余裕をもって入力を開始してください。

西宮市一時支援金申請フォーム
<https://nishinomiya-ichiji.jp>



※ 窓口での受付は一切お受けできません。

※ 提出していただいた申請書類はお返しできません。申告書控えの原本や、今後使う予定のあるものはコピーを送付するなどしてください。

※ 西宮市一時支援金事務局は凸版印刷株式会社（大阪市北区）へ委託しております。

給付までの流れ

- 申請書類を事務局が審査し、要件を満たしていれば西宮市が支援金をご指定いただいた口座へ振り込みます。
- 振込の際「ニシノミヤシイチジシエンキン」と表示されます。
- 給付決定をお知らせする通知はありません。申請から3週間程度を目途に口座をご確認ください。
- 審査の結果、要件に該当しない又は不備が多い場合などは、申請方法に応じて事務局よりご連絡差し上げる場合があります。
- 申請が短期間に集中するなど、状況によっては給付までに相当の時間を要する場合があります。

お問合せ

西宮市一時支援金事務局
受付時間 平日9:00~17:30
☎ 0120-670-303
FAX:0120-562-081

お問合せが集中するなど、電話が繋がりにくい場合があります。その場合は、時間を置いて再度かけ直してください。